

保証債務を履行するために資産を譲渡した場合の特例（所法64条②）チェックシート

氏 名

◇ 各質問に対して「はい」、「いいえ」を○で囲みながらお進みください。

1 あなたは金融機関等の債権者に対して、債務者（法人を含みます。）の債務を保証しましたか（裏面チェック項目のAで確認してください）。

いいえ



はい

2 債務を保証した時において、主たる債務者に債務を弁済する能力はありましたか（裏面チェック項目のBで確認してください）。

いいえ



はい

3 あなたは、保証債務を履行するために自己の資産（棚卸資産等を除きます。）を譲渡しましたか（裏面チェック項目のC・Dで確認してください）。

※ 保証債務を履行するためではなく、任意の第三者弁済等のために行う資産の譲渡は、この特例の対象とはなりません。

いいえ



はい

4 あなたは、資産の譲渡によって得た収入を保証債務の履行に充てましたか（裏面チェック項目のEで確認してください）。

※ 保証債務の履行を借入金で行い、その借入金（利子を除きます。）を返済するために資産を譲渡した場合であっても、その資産の譲渡が保証債務を履行した日からおおむね1年以内に行われているなど、実質的に保証債務を履行するためのものと認められる場合を含みます。

いいえ



はい

5 あなたは、保証債務を履行したことに伴って生じた求償権の全部又は一部を行使することができなくなりましたか（裏面チェック項目のF・G・Hで確認してください）。

※1 主たる債務者の資力等から見て求償権の行使が可能であるにもかかわらず、求償権を放棄した場合には、この特例の適用はありません。

※2 連帯保証人が複数いる場合、自己の負担した債務の全額についてこの特例の適用を受けるためには、他の共同保証人に対しても求償権を行使できないことが要件となります。

いいえ



はい

裏面の資料等により保証債務を履行するために資産を譲渡したことが確認できた場合、特例の適用を受けることができます。

特例の適用を受けることはできません。

特例の適用を受けるための添付書類

この特例の適用を受けるためには、下記の書類が添付された確定申告書を税務署に提出する必要があります。また、このチェックシートも確定申告書に添付し提出してください。

添付書類			チェック
1	<u>保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書（確定申告書附表）</u>		☐
2	以下のチェック項目を確認できる資料（保証債務を履行するために資産を譲渡したことが確認できる資料）		☐
チェック項目		左の事項を確認できる資料の有無	資料添付の有無
A 保証債務の種類	☐ 保証人 ☐ 連帯保証人 ☐ 連帯債務者	1 ☐ 金銭消費貸借契約書 ☐ 保証契約書 ☐ 借用書 ☐ その他（ ）	☐ 有 ☐ 無
	☐ 物上保証人 ☐ 他人の債務を担保するため土地等に抵当権等を設定していた者	2 ☐ 担保に提供した物件の登記簿謄本 ☐ 根抵当権設定契約書	☐ 有 ☐ 無
	☐ 合名会社等の無限責任社員 ☐ 身元保証人	3 ☐	☐ 有 ☐ 無
	☐ その他（ ）		
B	保証時に主たる債務者に弁済能力があった事実	4 ☐ 決算書 ☐ 所得証明書 ☐ 固定資産明細書 ☐ その他（ ）	☐ 有 ☐ 無
C	保証債務の支払義務が確定した事実 （ 年 月 日確定）	5 ☐ 裁判（調停）記録 ☐ 支払催告書 ☐ その他（ ）	☐ 有 ☐ 無
D	履行の事実	6 ☐ 代位弁済受領書 ☐ その他（ ）	☐ 有 ☐ 無
E 譲渡代金との関連	譲渡内容	7 ☐ 売買契約書 ☐ 競売通知書 ☐ その他（ ）	☐ 有 ☐ 無
	譲渡代金の入金状況	8 ☐ 受領書（写） ☐ 振込通知書 ☐ 根抵当権設定契約書 ☐ その他（ ）	☐ 有 ☐ 無
	借入金で履行した場合台には、借入の状況 （ 年 月 日借入）	9 ☐ 金銭消費貸借契約書 ☐ 借入証 ☐ その他（ ）	☐ 有 ☐ 無
	借入金で履行した場合台には、返済の状況 （ 年 月 日返済）	10 ☐ 受領書 ☐ その他（ ）	☐ 有 ☐ 無
F 主たる債務者の状況	☐ 死亡 ☐ 破産 ☐ 成年被後見人等 ☐ 行方不明	11 ☐ 破産決定の通知書 ☐ 免責決定の通知書 ☐ その他（ ）	☐ 有 ☐ 無
	☐ 精算結了 ☐ 倒産 ☐ 銀行取引停止	12 ☐ 銀行取引停止通知書 ☐ その他（ ）	☐ 有 ☐ 無
	☐ その他（ ）		
G 求償権の行使ができない状況	主たる債務者の資力状況が分かるもの	13 ☐ 決算書 ☐ 所得証明書 ☐ 固定資産明細書 ☐ その他（ ）	☐ 有 ☐ 無
	☐ 債権者集会の協議	14 ☐ 債権者集会議事録 ☐ 債務免除通知書 ☐ その他（ ）	☐ 有 ☐ 無
	☐ 債務免除 ☐ 主たる債務者の債務超過が相当期間継続し、求償権の行使ができない状況の下で行われたものに限られます		
H	保証人等が複数いる場合、自分の負担割合（特約がなければ各自均等の割合になります） （ % ）	15 ☐ 負担割合が記載されている契約書 ☐ その他（ ）	☐ 有 ☐ 無
I	その他参考となる事項	16 ☐	☐ 有 ☐ 無